

輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

(平成 21 年 9 月 14 日告示第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、組合が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)について、輪島市穴水町環境衛生施設組合財務規則(平成 21 年組合規則第 5 号。以下「財務規則」という。)第 102 条の規定により指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出させる者の選定について、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格者)

第 2 条 建設工事の指名競争入札に参加することができる者は、財務規則第 102 条により準用する第 89 条第 2 項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第 3 条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる場合を除き、石川県で作成した「建設業者の経営に関する審査事項」の総合評定を参考として、別表第 1 に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者のうちから選定するものとする。

(1) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができるものとする。

(2) 特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は、等級に関係なく指名できるものとする。

2 前項第 1 号に規定する直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

3 軽微な工事及び修繕については、第 1 項の範囲以外の者から選考することができるものとする。

(指名にあたっての留意事項)

第 4 条 指名競争入札に参加する者を指名するにあたっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

(1) 請負者が建設業法第 16 条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 経営状況

(4) 工事の成績

(5) 工事施工能力

(6) 当該工事に対する地理的条件

(7) 手持の工事の状況等

(8) 当該工事の施工にあたっての技術的適性

(9) 安全管理の状況

(10) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(指名の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号のいずれかに該当する場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営むもの(第7条第1項において「建設業者」という。)の中から指名することができるものとする。

(1) 特に緊急を要するとき。

(2) 工事の施工に特別な技術を要するとき。

(3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。

(4) 有資格者が少数又は皆無のとき。

(5) その他特別に必要ながあると認められるとき。

(特別な指名競争入札)

第6条 第3条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、別に定める。

(工事請負等業者選考委員会)

第7条 組合長は、建設業者の選考その他必要事項を審議するため、組合建設工事請負等業者選考委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 前項の委員会の組織、事務等について必要な事項は、別に定める。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 急施を要する場合は、持ち回りにより委員会の審議に代えることができるものとする。

(非公開の原則)

第9条 委員会は非公開とし、審議の内容は何人も他人に漏らしてはならない。

2 この要綱に定められたもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、事務局において処理する。

2 この要綱に定められたもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

(測量業者等の取扱い)

第11条 第2条、第3条第1項(各号列記を除く。)、第4条(第1項第1号を除く。この条において同じ。)、第5条及び第7条から第10条の規定は、組合が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第3条中「次に定める場合を除き、石川県で定めた「等級」又は石川県で作成した「建設業者の経営に関する審査事項」の総合評定を参考として、別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者」とあるのは「有資格者」と、第4条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第5条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営むもの(以下「建設業者」という。)」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営むもの(以下「測量業

者等」という。)と、第7条中「建設業」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第12条 第2条から第5条まで及び第7条から第10条の規定は、組合が発注する建設工事の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

2 前条の規定は、組合が発注する測量、建設コンサルタント等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

附 則 (平成21年9月14日告示第11号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条、第11条関係)

指 名 基 準 表

工事種別	等級	審査点数	発注予定表金額
土木一式 工 事	A	850 以上	2000 万円以上
	B	670 以上 850 未満	1000 万円以上 2000 万円未満
	C	670 未満	1000 万円未満
建築一式 工 事	A	720 以上	2000 万円以上
	B	640 以上 720 未満	1000 万円以上 2000 万円未満
	C	640 未満	1000 万円未満
舗装工事	A	840 以上	1000 万円以上
	B	700 以上 840 未満	300 万円以上 1000 万円未満
	C	700 未満	300 万円未満
造園工事	A	760 以上	1000 万円以上
	B	700 以上 760 未満	300 万円以上 1000 万円未満
	C	700 未満	300 万円未満
設備工事	A	790 以上	2000 万円以上
	B	730 以上 790 未満	1000 万円以上 2000 万円未満
	C	730 未満	1000 万円未満
その他工事	A	750 以上	1500 万円以上
	B	720 以上 750 未満	700 万円以上 1500 万円未満
	C	720 未満	700 万円未満

備考

1 「総合点数」とは、第2条の請負業者有資格者名簿に定める総合点数をいい、次の1又は2により算出する。(以下同じ)。

(1) 輪島市及び穴水町内に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値(以下「経審点数」という。)と別に定める主観的事項による数値を合計して算出する。

(2) 輪島市及び穴水町外に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、経審点数をもって算出する。

- 3 「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいう。
- 4 「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事及び設備工事以外の工事をいう。

別表第2（第3条関係）

直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準

等級	指名できる有資格者の等級及び割合	摘 要
A	等級がAである者 50%以上 等級がBである者 50%未満	ただし、等級がAである工事の発注予定金額の下限額の1.5倍を超える発注予定金額の工事については、等級がBである者を指名することができない。
B	等級がA及びCである者 50%未満 等級がBである者 50%以上	ただし、等級がBである工事の発注予定金額の下限額の2倍を超える発注予定金額の工事については、等級がCである者を指名することができない。
C	等級がBである者 50%未満 等級がCである者 50%以上	

備考

- 1 「発注予定金額」とは、工事価格を指すものであり、消費税相当額を含まない。
- 2 次に掲げる事項については、この表に定める割合によらないものとする。
 - (1) 土木一式工事において、C等級の工事に等級がAであるものを指名する場合の下限額は300万円とする。ただし、地元業者及び災害復旧工事は、この限りではない。
 - (2) 前号に定めるもののほか、組合長が特に必要があると認めるとき。

別表第3（第4条関係）

指名に当たっての留意事項の運用基準

留 意 事 項	運 用 基 準
1 請負者が建設業法第16条に規定する下請負契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無	
2 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。 ① 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中であること。 ② 県の発注する請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。

<p>3 経営状況</p> <p>4 工事の成績</p> <p>5 工事施工能力</p> <p>6 当該工事に対する地理的</p> <p>7 手持の工事の状況等</p> <p>8 当該工事の施工に当たっての技術的適性</p> <p>9 安全管理の状況</p>	<p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請負代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から、県に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。</p> <p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は、指名しない。</p> <p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 優良工事の表彰等を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分に尊重するものとする。</p> <p>完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。</p> <p>当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。</p> <p>(1) 手持の工事件数、工事現場従業員の保有状況か判断して当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮するものとする。</p> <p>次の事項に該当する場合は、技術適正を評価するものとする。</p> <p>① 当該工事と同種工事について相当の施工実績がある。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 発注予定工事種別に応じ当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>⑤ 当該工事を施工するに足りる機械設備が確保できると認められること。</p> <p>(1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これらに対する改善を行わない状態が継続をし</p>
---	---

10 労働福祉の状況	<p>ている場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 過去2年間に死亡者の発生又は休業4日以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重するものとする。</p> <p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しない。</p> <p>(2) 勤労者退職金共済機構又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているか、又は証紙の購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>
------------	--

別表 特殊工事等（要綱第3条第1項第2号関係）

1 特別の技術を要する工事

番号	工事内容	番号	工事内容
1	隧道工事及び同内部設備工事	21	合併処理施設工事、し尿処理施設工事
2	橋梁上部工事	22	交通安全施設工事
3	崩落防止ロックネット工事	23	街路樹植栽工事
4	法面保護工事	24	建築附帯工事（内装、板金、塗装、建具等）
5	舗装工事	25	解体工事等
6	水門・堰及びポンプ設備工事	26	推進工事
7	通信・テレメータ工事	27	シールド工事
8	ダム工事	28	廃棄物処理施設工事
9	ボーリング・グラフト工事・さく井工事	29	昇降機設置工事
10	地下水排除工事	30	搬送設備工事
11	荷役機械等設備工事	31	工業排水処理施設工事
12	作業船を使用する工事	32	上下水道設備工事
13	温室等特殊構造物建設工事	33	大型荷役機械等設備工事
14	特殊構造物建設工事（建築工事を除く）	34	航空灯火工事
15	自家発電機設置工事	35	音響設備工事
16	建築防水工事	36	舞台照明設備工事
17	一般建築設備の修繕工事	37	舞台機構設備工事
18	土木施設電気工事	38	遊具等設備工事
19	消防設備工事	39	その他特別の技術を要する工事
20	弱電設備工事		

2 特別の理由のある工事

番号	工事内容
1	災害復旧工事
2	暫定断面施工の継続工事 建築一式工事及びそれらに関連する工事にあつては、同一棟の基礎工事、躯体工事、仕上げ工事及びそれらに関連する工事をいう。
3	標準工期によることのできない工期の短い工事
4	その他特別の理由のある工事 地盤改良工事、ロックシェッド・スノーシェッドの上部（主梁・柱）工事、交通量の多い道路で特別の交通規制を要する工事、夜間作業を要する等緊急性のある工事等